

熊本県消費者教育推進計画を策定しました。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

- 消費者問題の複雑・多様・深刻化
- 消費者に求められる公共的利益への配慮
- 消費者教育推進法の施行(H24.12)

2 計画の位置付け

○「第2次熊本県消費者基本計画」に基づき策定

3 計画の期間

○平成27年度～平成32年度(2020年)(6年間)

第2章 消費者教育に関する現状と課題

1 消費者を取り巻く現状

- ①相談の複雑化・多様化**
・放送・コンテンツや融資サービス、健康食品の送り付け商法等
- ②少年期を含む全年代での相談の存在**
・未成年者から高齢者まで幅広く存在
- ③高齢者が契約当事者となる割合の増加**
・60歳以上の割合が年々増加(約4割)
- ④多重債務問題の深刻化**
・依然相談件数は多く、「経済・生活問題」が自殺原因の2番目

2 消費者教育の現状

- ①多様な主体による教育の実施**
県、市町村、学校、消費者団体、社会福祉団体、地域団体、PTA、事業者団体、大学等、様々な主体で実施
- ②県各種調査から得られた主な問題点等**
・悪質商法等対症療法的な啓発活動中心の教育内容の見直し
・少年期からの基礎教育(学校教育)の定着が必要
・関係団体との連携や各種専門家の派遣活用が不十分
・最新情報等の提供ができる教育の担い手不足

3 消費者教育の課題

- ①複雑化・多様化に対応できる実践的な教育の実施**
・相談の複雑化・多様化の中、学んだ知識を行動に移せるよう、実践的な教育が必要
- ②少年期からの教育の実施**
・携帯電話等のネットトラブルなどに対応できるよう、少年期から学校等において基礎的な教育の更なる充実が必要
- ③高齢者等見守りネットワークの構築**
・高齢者被害が増加する中、地域での見守り体制の整備や見守る側への教育が必要
- ④多重債務の未然防止のための教育の実施**
・基礎教育の段階も含め、家計管理能力向上の観点から、金融経済教育の充実が必要
- ⑤関係団体や各種専門家との連携**
・地域における消費者教育推進のため、関係団体、専門家との連携が必要
- ⑥教育の担い手の育成**
・最新情報等の提供が重要であるため、担い手となる人材の育成が必要

ライフステージに応じた体系的取組が必要な課題

効果的教育に必要な課題

第3章 計画の目標と取組

主要な施策と具体的な取組

1 ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進

(1) 学校等における消費者教育(高校生以下)の推進

- ①学校における消費者教育の推進**
⇒ 発達段階に応じた体系的消費者教育の充実
- ②外部人材や団体と連携した実践的な消費者教育の推進**
⇒ 学校への専門家の派遣や出前講座の開催等
- ③家庭や地域における消費者教育の推進**
⇒ 「親の学び」プログラム等の活用や関係団体と連携した人材の活用

(2) 大学、職域、地域等における消費者教育(成人期)の推進

- ①若者に対する消費者教育の推進**
- ②成人一般に対する消費者教育の推進**
市町村や大学、事業者等が実施するセミナー・研修等への人材面での支援(多重債務問題を事例とした契約のルールや家計管理等をテーマ)等
- ③高齢者、障がい者、在熊外国人等に対する消費者教育の推進**
⇒ 地域における見守りネットワーク構築の支援、その構成員などを対象とした教育の推進等

2 効果的な消費者教育のための取組の推進

(1) 消費者教育を行う各実施主体との連携

- ①多様な主体との連携促進**
- ②大学等との連携促進**
- ③市町村への支援強化**
⇒ 教育・啓発活動への情報提供、研究者との情報交換、市町村協議会設置への支援等

(2) 消費者教育の担い手育成

- ①学校における教職員の指導力の向上**
- ②大学等における教職員の指導力の向上**
- ③地域における担い手の育成**
- ④職域における担い手の育成**
- ⑤高齢者、障がい者、在熊外国人等のための担い手の育成**
⇒ 教職員への研修の充実、大学等・地域団体・事業者等が行う研修等への支援

(3) 情報の収集、提供及び取組状況調査 ⇒ 教育スキル、情報提供、県内の取組状況の調査

重点的に推進する取組

1 学校における消費者教育の推進

2 高齢者やその支援者等に対する消費者教育の推進

3 地域や団体における担い手の育成

目指す消費者の姿

自主的かつ合理的に「気づき、考え、行動する」消費者

第4章 計画の着実な推進に向けて

○県消費者教育推進地域協議会において協議を行いながら、総合的、体系的かつ効果的に推進

○毎年度、検証を行い、必要に応じて見直し、ホームページ等で公表